

日本プライマリ・ケア連合学会認定プライマリ・ケア看護師要綱 細則

2019年3月24日制定

第1章 新規認定

(認定審査の時期)

第1条 プライマリ・ケア看護師の認定審査は、年1回、8月に行う。

2 申請受付期間は、7月1日より7月31日までとする。

(認定審査料)

第2条 プライマリ・ケア看護師認定審査料は10,000円とする。

2 一度払い込まれた認定審査料は、いかなる理由があっても返却しない。

(認定審査の申請書類)

第3条 認定審査の申請に当たっては、期日までに次のものをプライマリ・ケア看護師認定委員会（以下、認定委員会）に提出しなければならない。

- (1) 認定申請書
- (2) 認定審査料を払い込んだ証明書のコピー
- (3) 看護師等免許証のコピー。裏に記載のあるものは裏面のコピーも含む。
- (4) 要綱第7条に定める研修の受講証明書
- (5) 事例報告書

(事例報告書の内容)

第4条 第3条に定める事例報告書は、5事例とし、必須領域から3事例及び選択領域から2事例とする。事例は活動報告でもよい。

- (1) 必須領域3事例
 - トリアージ 1例
 - 慢性疾患管理 1例
 - 家族志向のケア 1例
- (2) 選択領域2事例 次の中から2領域を選択し、各1例を作成する。
 - 小児ケア
 - 虚弱高齢者ケア
 - 在宅ケア
 - 緩和ケア
 - 地域ケア
 - 災害支援
 - アドバンスケアプランニング
 - 健診含むヘルスプロモーション
 - 保育園/幼稚園/学校への関わり

組織マネジメント
キャリア開発
倫理的問題への関わり
社会的健康格差への取り組み

- 2 事例報告書は、別に定める様式を用いるものとする。
- 3 事例報告書の作成に当たっては以下について注意すること。
 - (1) 5事例は全て異なる患者の事例とすること。
 - (2) 同一事例を複数の看護師等で受け持った場合、他の看護師等の事例報告をそのまま用いないこと。
 - (3) 珍しい事例である必要はない。日常的な事例は歓迎される。
 - (4) 既に出版されている事例の印刷物をもって代替することはできない。

(認定審査)

第5条 認定委員会は予め定めた合格基準によって申請書類を審査し、合否の結果を理事会に報告して承認を求める。

- 2 認定委員会は、前項の承認を得た合否の結果を申請者に通知する。

(登録)

第6条 審査に合格した者は、登録料を納付することによって、日本プライマリ・ケア連合学会認定 プライマリ・ケア看護師として登録される。

- 2 登録料は5,000円とする。
- 3 一度払い込まれた登録料は返却しない。

(認定証)

第7条 認定証には次の事項を記載する。

- (1) 認定番号
- (2) 氏名
- (3) 生年月日
- (4) 証文
- (5) 認定年月日
- (6) 認定有効期間
- (7) 理事長の氏名、公印

第2章 認定の更新

(認定更新審査の時期)

第8条 プライマリ・ケア看護師の認定の更新審査の申請受付期間は認定委員会が定める。

- 2 前項の申請受付期間は、受付開始日の2ヶ月以上前に更新対象者に書面をもって通知する。

(更新審査料)

第9条 プライマリ・ケア看護師認定更新審査料は10,000円とする。

2 一度払い込まれた認定審査料は、いかなる理由があっても返却しない。

(認定更新の申請)

第 10 条 認定更新審査の申請に当たっては、期日までに次のものを認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定更新申請書
- (2) 認定更新審査料を払い込んだ証明書のコピー
- (3) 前回の認定日以降に受講した要綱第 10 条の(1)に定める研修の受講証明書
- (4) 前回の認定日以降に参加した要綱第 10 条の(2)に定める集会等の参加証明書
- (5) 事例報告書

(事例報告書の内容)

第 11 条 第 10 条に定める事例報告書の内容は、第 4 条に準ずる。

(認定更新審査・登録・認定証)

第 12 条 認定の更新審査は第 5 条に準ずる。

2 前項により理事会で認定が承認された者の認定登録を更新し、その更新登録料は無料とする。

3 前項の登録に基づき認定証を交付する。その記載事項は第 7 条に準ずる。ただし、認定年月日は初めの認定日と今回の更新日を共に記載するものとする。

(認定更新の保留)

第 13 条 認定更新審査の受付締切日までに要綱第 10 条に定める研修の要件を満たさないときは、認定の更新の保留を申請できる。

2 保留期間は 1 年までとし、この間はプライマリ・ケア看護師を名のすることはできない。

3 認定の更新の保留をした者は、研修の要件を満たした時に認定更新の申請をすることができる。

4 前項の申請があったときは、認定委員会は随時に第 12 条に準じた審査及び諸手続を行うものとする。ただし、この場合の認定期間は理事会で認定を承認された日から、保留せずに更新した場合の認定期間満了日と同じ日までとする。

第 3 章 認定の取り消し

(認定の取り消し)

第 14 条 要綱第 13 条に定めるプライマリ・ケア看護師の認定の取り消し事由は、以下の通りとする。

- (1) 看護師等の免許を取消されたとき
- (2) 看護師等の業務停止処分を受けたとき
- (3) 本学会の正会員でなくなったとき
- (4) 定められた期日までに認定の更新の申請がされず、保留の申請もされないとき
- (5) 認定の更新が認められなかったとき
- (6) プライマリ・ケア認定看護師として著しく不適切と認められるとき

第 5 章 細則の改廃

(細則の改廃)

第 15 条 この細則は，理事会の議決を経て改定または廃止できる。

付則

この細則は 2019 年 4 月 1 日から施行する。